

手続きチェックシート

⑤京都市外から転入されたとき

京北出張所等の窓口で行える主な手続を示していますが、全てを示しているわけではありません。
他の手続・書類が必要な場合もありますので、御理解いただきますようお願いいたします。

チェック欄	届の種類	だれが	必要なもの	窓口の番号	担当
☐	転入届 転入した日から14日以内	本人 又は 世帯主 代理人	☐ 前住所の市区町村が発行した転出証明書 ☐ 個人番号カード 又は 住民基本台帳カード （暗証番号の入力が必要です。） ☐ 特別永住者証明書、在留カード ☐ 窓口に来られる方の本人確認書類 （運転免許証、パスポート等） ☐ （代理人の場合は）委任状	①	市民窓口担当
☐	印鑑登録 ■本人が「公的機関発行の顔写真入り本人確認書類（運転免許証、パスポートなど）」を持参して申請する場合以外は、登録に数日必要です。	本人 又は 代理人	☐ 登録する印鑑 （大きさ8ミリ～25ミリ、変形しにくく、鮮明な印影が得られるもの） ☐ 窓口に来られる方の本人確認書類 （運転免許証、日本政府発行のパスポート等） ☐ （代理人の場合は）委任状及び代理人の印鑑		
☐	転校手続（小学校）	保護者の方は、京北出張所で発行する転入学通知書と転校前の学校で発行された在学証明書・教科用図書給与明細書を指定小・中学校へ持参してください。			
☐	転校手続（中学校）				
☐	国民健康保険 転入した日から14日以内	本人 又は 世帯主	☐ 届出人の本人確認書類（運転免許証・パスポート等） ☐ マイナンバー通知カード及び本人確認書類又は個人番号カード（世帯全員分）	②	保健福祉第一担当
☐	後期高齢者医療 転入した日から14日以内	本人	☐ 届出人の本人確認書類（運転免許証・パスポート等） ☐ 前住所の市区町村が発行する後期高齢者医療負担区分等証明書 ☐ マイナンバー通知カード及び本人確認書類又は個人番号カード		
☐	重度障害老人健康管理費 転入した日から14日以内	本人	☐ 後期高齢者医療被保険者証 ☐ 所得証明書（全項目証明） ☐ 身体障害者手帳 又は 療育手帳 ☐ 受給者の銀行等の通帳		
☐	国民年金（加入者） 転入した日から14日以内	本人 又は 世帯主	手続きは不要です。 ただし、海外から転入された場合は手続きが必要です。※年金手帳持参		
☐	国民年金（受給者） 転入した日から14日以内	本人	「年金受給権者住所・支払機関変更届」を京都西年金事務所宛に郵送してください。 ■届出用ハガキは保健福祉第一担当にあります。		
				京都西年金事務所 ☎323-1170	

※ 上記以外の書類が必要になることがあります。

手続きチェックシート

⑤京都市外から転入されたとき

京北出張所等の窓口で行える主な手続きを示していますが、全てを示しているわけではありません。
他の手続・書類が必要な場合もありますので、御理解いただきますようお願いいたします。

チェック欄	届の種類	だれが	必要なもの	窓口の番号	担当
☐	介護保険 (65歳以上の方) 転入した日から14日以内	本人 又は 家族	☐ 受給資格証明書（要介護認定を受けている方のみ） ☐ マイナンバー通知カード及び本人確認書類又は個人番号カード ☐ 届出人の本人確認書類（運転免許証・パスポート等）	②	保健福祉第一担当
☐	敬老乗車証 転入後速やかに	本人	☐ 本人確認書類（運転免許証・パスポート等）		
☐	老人医療 転入後速やかに	本人	☐ 健康保険被保険者証 ☐ マイナンバー通知カード及び本人確認書類又は個人番号カード		
☐	重度心身障害者医療 転入後速やかに	本人	☐ 身体障害者手帳（1・2級の方） ☐ 療育手帳（A判定の方） ☐ 健康保険被保険者証 ☐ マイナンバー通知カード及び本人確認書類又は個人番号カード		
☐	児童手当 転出予定日から15日以内 （請求手続が遅れると、遅れた月分の手当が受けられませんのでご注意ください。）	父 又は 母	☐ マイナンバー通知カード及び本人確認書類又は個人番号カード（請求者分） ☐ 請求者の健康保険被保険者証等 ☐ 請求者の金融機関口座番号（普通預金）の分かるもの（申請の受付は市役所*で行っていますが、右記窓口でも申請できます。）		
☐	子ども医療 転入後速やかに	父 又は 母	☐ 子どもの健康保険被保険者証 （申請の受付は市役所*で行っていますが、右記窓口でも申請できます。）		
☐	ひとり親家庭等医療 転入後速やかに	ひとり親家庭等の父 又は 母	☐ 健康保険被保険者証（対象者全員分） ☐ 戸籍謄本等 ☐ マイナンバー通知カード及び本人確認書類又は個人番号カード（請求者分）		
☐	児童扶養手当(受給者) 転入後速やかに	受給者	☐ 手当証書 ☐ マイナンバー通知カード及び本人確認書類又は個人番号カード（世帯全員分） ☐ 印鑑 ☐ 受給者の金融機関口座番号（普通預金）の分かるもの		
☐	身体障害者手帳	本人 又は 代理人	☐ 該当する手帳 ☐ マイナンバー通知カード及び本人確認書類又は個人番号カード（対象者又は対象児分）		
☐	療育手帳				
☐	特別障害者手当	本人 又は 代理人	☐ 身体障害者手帳 ☐ 療育手帳 ☐ マイナンバー通知カード及び本人確認書類又は個人番号カード（認定を受ける者、受給資格者、配偶者、扶養義務者分）		
☐	障害児福祉手当 転入した日から14日以内				
☐	特別児童扶養手当 (受給者)	父 又は 母	☐ 手当証書 ☐ マイナンバー通知カード及び本人確認書類又は個人番号カード（請求者、配偶者、対象児童及び扶養義務者分） ☐ 受給者の金融機関口座番号（普通預金）の分かるもの		

*京都市子ども家庭支援課分室 TEL251-1123 （市役所のみ郵送）
〒604-8171中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1 井門明治安田生命ビル3階

手続きチェックシート

⑤京都市外から転入されたとき

京北出張所等の窓口で行える主な手続を示していますが、全てを示せているわけではありません。
他の手続・書類が必要な場合もありますので、御理解いただきますようお願いいたします。

チェック欄	届の種類	だれが	必要なもの	窓口の番号	担当		
☐	125C.C.以下のバイク、小型特殊自動車の異動申告	本人 又は 代理人	☐ 前市町村発行の廃車証明書類 ☐ 窓口に来られる方の本人確認書類（運転免許証等） ☐ （代理人の場合は）委任状	④	庶務担当		
☐	乳幼児健康診査 〔4歳までの お子さんがいる方〕	保護者	☐ 母子健康手帳	③	保健福祉第二担当		
☐	小児慢性特定疾患の医療費の公費負担	保護者	右記までお問合せください。				
☐	自立支援医療費（育成医療）	保護者	右記までお問合せください。				
☐	自立支援医療費（精神通院）	本人	右記までお問合せください。				
☐	精神保健福祉手帳	本人	☐ 該当する手帳 ☐ マイナンバー通知カード及び本人確認書類又は個人番号カード（対象者又は対象児分）				
☐	特定医療費（指定難病）の公費負担	本人 又は 代理人	☐ 医療受給者票 ☐ マイナンバー通知カード及び本人確認書類又は個人番号カード ■京都市外からの転入の場合は、他に必要な書類がありますので、右記までお問い合わせください。				
☐	肝炎治療費の公費負担	本人 又は 代理人	☐ 受給者証の写し（他府県発行のもの） ☐ 健康保険証 ☐ 印鑑 ■京都市外からの転入の場合は、他に必要な書類がありますので、右記までお問い合わせください。				
☐	被爆者健康手帳 転入した日から30日以内	本人 又は 代理人	☐ 被爆者健康手帳 ☐ 住民票 ☐ 印鑑 ☐ （受給者は）手当証書 ☐ （受給者は）銀行等の通帳				
☐	旅館届出		保健福祉局医療衛生推進室医療衛生センター（Tel 075-746-7209）				
☐	飲食店等営業許可		保健福祉局医療衛生推進室医療衛生センター 西部ブロック（Tel 075-746-7214） ※生活衛生・食品・犬猫等に係る身近な相談、事業者からの許可の更新・住所変更の届出等簡易なものは、 右京区役所医療衛生コーナー（Tel 075-366-0115）				
☐	クリーニング業等の届出						
☐	興行場の届出						
☐	公衆浴場届出						
☐	理容所、美容所届出						
☐	犬猫に関する相談						
☐	水道・下水道使用届	本人 又は 家族	☐ ご使用場所住所他	⑤	上下水道局		

※ 上記以外の書類が必要になることがあります。